

(新規) 07. 51

特許法の規定による出願審査の請求の手数料若しくは実用新案法の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の減免又は特許料若しくは登録料の減免若しくは猶予を受けるための申請書に添付する証明書について (特・実)

特許法の規定に係る出願審査の請求の手数料又は特許料の減免を受ける者は、申請書を提出する日においてそれぞれの要件に該当していなければならない(手数料令1条の2、特施令9条、10条)から、その要件に該当する者であることを証明する書面(以下「証明書」という。)は、申請をする際に取得し得る最新のものを提出する。

例えば、市町村民税非課税の者による減免の申請に際し、申請書に添付する証明書は、申請時に各市役所等が交付している最新年度の証明書である。各市町村等が前年の所得に基づいて本年度の住民税額の確定を行うまでの4月から約2ヶ月の間は、前々年の所得に基づく前年度の証明書が最新のものであり、証明書の年度が切り替わった後は、本年度の証明書が最新年度のものである。

なお、証明書を取得した時から減免の申請までの間に年度の切り替わりがない場合は、減免の申請前に取得した証明書を添付しても差し支えない。

また、実用新案法の規定に係る実用新案技術評価の請求の手数料の減免又は登録料の減免若しくは猶予を受けるための申請書に添付する証明書についても同様に取り扱う。

(新規平成31・4)